

協議第 2 4 号

教育関係事業について

教育関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- 1 教育関係事業のうち通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。
- 2 教育関係事業のうち育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。
- 3 教育関係事業のうち英語指導助手事業について、熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手（A L T）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。
- 4 教育関係事業のうち小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。
- 5 教育関係事業のうち図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。
- 6 教育関係事業のうち図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については 5 年間継続する。

- 7 教育関係事業のうち各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。
- 8 教育関係事業のうち社会教育関係団体及び補助金について、熊本市P T A協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町P T A連絡協議会補助金は、熊本市P T A協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。
- 9 教育関係事業のうち次の事業について、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- ・ 公民館の運営状況
 - ・ 公民館使用料

合併協議協議項目一覧(24 教育関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
教育関係事業の取扱い					
1	通学区域(小・中学校)	教育部会	第3回		
2	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第3回		
3	英語指導助手事業	教育部会	第3回		
4	小学校英語活動推進事業	教育部会	第3回		
5	図書館の施設管理運営	教育部会	第3回		
6	図書館行事	教育部会	第3回		
7	各種体育施設	教育部会	第3回		
8	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第3回		
9	公民館の運営状況	教育部会	第3回		
10	公民館使用料	教育部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	事務局		
2	学校・地域連携推進事業	教育部会	事務局		
3	就学指導委員会	教育部会	事務局		
4	就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会	事務局		
5	通学区域(高等学校)	教育部会	事務局		
6	学校図書館充実事業	教育部会	事務局		
7	少人数学級	教育部会	事務局		
8	学校用備品整備事業	教育部会	事務局		
9	機械警備関係	教育部会	事務局		
10	教育委員	教育部会	事務局		
11	緊急警報システム	教育部会	事務局		
12	私立学校振興事業	教育部会	事務局		
13	事務補助員	教育部会	事務局		
14	小中学校管理運営事業	教育部会	事務局		
15	障がい児教育事業	教育部会	事務局		
16	職員研修事業	教育部会	事務局		
17	情報環境の整備	教育部会	事務局		
18	教育相談事業	教育部会	事務局		
19	中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会	事務局		
20	複式学級緩和非常勤講師派遣事業	教育部会	事務局		
21	図書の管理等	教育部会	事務局		
22	図書館のサービス	教育部会	事務局		
23	博物館管理運営	教育部会	事務局		
24	エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会	事務局		
25	プール管理等経費	教育部会	事務局		
26	屋外運動施設関連経費	教育部会	事務局		
27	各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会	事務局		
28	学校安全経費	教育部会	事務局		
29	学校医・歯科医・薬剤師	教育部会	事務局		
30	学校環境衛生経費	教育部会	事務局		
31	学校給食行政経費	教育部会	事務局		
32	学校保健関係賠償保険料等	教育部会	事務局		
33	学校保健関連事業	教育部会	事務局		
34	学校給食調理場	教育部会	事務局		
35	共同調理場施設整備経費	教育部会	事務局		
36	共同調理場調理等業務委託経費	教育部会	事務局		
37	計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会	事務局		
38	結核対策委員会	教育部会	事務局		
39	健康診断関連	教育部会	事務局		

40	交通教室他	教育部会	事務局		
41	就学時健康診断	教育部会	事務局		
42	給食室施設整備(維持)経費	教育部会	事務局		
43	小・給食室施設整備経費	教育部会	事務局		
44	小・中学校給水関連	教育部会	事務局		
45	小・中学校浄化槽関連	教育部会	事務局		
46	食事環境整備経費	教育部会	事務局		
47	生活改善推進経費	教育部会	事務局		
48	体力向上関連研修会等	教育部会	事務局		
49	体力向上等消耗品・備品購入	教育部会	事務局		
50	中・給食衛生改善対策経費	教育部会	事務局		
51	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	幹事会		
52	保健用消耗品等	教育部会	事務局		
53	教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	事務局		
54	教科書採択	教育部会	事務局		
55	こどもエコセミナー経費	教育部会	事務局		
56	集団宿泊	教育部会	事務局		
57	ナイストライ事業経費	教育部会	事務局		
58	学びノート教室開催経費	教育部会	事務局		
59	感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会	事務局		
60	感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会	事務局		
61	教育指導行政経費	教育部会	事務局		
62	教育内容充実経費	教育部会	事務局		
63	教職員の指導力向上経費	教育部会	事務局		
64	勤労体験学習事業経費	教育部会	事務局		
65	国際教育関係経費	教育部会	事務局		
66	子ども議会開催経費	教育部会	事務局		
67	総合的な学習の時間推進経費	教育部会	事務局		
68	幼児教育経費	教育部会	事務局		
69	小中学校の指導・助言	教育部会	事務局		
70	障がい別特別支援学級	教育部会	事務局		
71	教職員研修	教育部会	事務局		
72	教育関係助成金・負担金	教育部会	事務局		
73	各種大会(開催)補助金	教育部会	事務局		
74	スポーツ振興基金等	教育部会	事務局		
75	スポーツ振興審議会	教育部会	事務局		
76	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	事務局		
77	体育協会	教育部会	事務局		
78	運動施設予約・案内システム	教育部会	事務局		
79	各種大会(出場)補助金	教育部会	事務局		
80	各種大会等	教育部会	事務局		
81	学校施設一般開放管理業務	教育部会	事務局		
82	体育指導委員	教育部会	事務局		
83	体育傷害見舞金	教育部会	事務局		
84	あそ教育キャンプ場運営	教育部会	事務局		
85	家庭教育推進事業	教育部会	事務局		
86	青少年活動支援事業	教育部会	事務局		
87	青少年国際・国内交流事業	教育部会	事務局		
88	成人式	教育部会	事務局		
89	金峰山少年自然の家運営管理	教育部会	事務局		
90	社会教育委員	教育部会	事務局		
91	生涯学習広報事業	教育部会	事務局		
92	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	事務局		
93	人権教育関係負担金・補助金	教育部会	事務局		
94	公民館運営審議会	教育部会	事務局		
95	公民館学級	教育部会	事務局		
96	公民館総合補償制度	教育部会	事務局		

97	生涯学習支援事業	教育部会	事務局		
98	記念館管理(運営経費)	教育部会	事務局		
99	史跡等購入経費	教育部会	事務局		
100	文化財広報活用経費	教育部会	事務局		
101	文化財保全・調査経費	教育部会	事務局		
102	文化財保存修復基金積立金	教育部会	事務局		
103	文化財保存修復経費	教育部会	事務局		
104	文化財の保護・管理・活用	教育部会	事務局		
105	文化財保護委員会	教育部会	事務局		
106	文化団体への補助金	教育部会	事務局		
107	埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会	事務局		
108	文化施設整備経費	教育部会	事務局		
109	植木町生涯学習センター管理費	教育部会	事務局		
110	田原坂資料館	教育部会	事務局		
111	放課後子ども教室推進事業	教育部会	事務局		
112	社会教育指導員	教育部会	事務局		

熊本市・植木町合併問題調査研究会

事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 通学区域（小・中学校）
協 議 内 容	植木町の通学区域について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	校区については現状を引き継ぐ。 指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	平成１９年５月１日現在 ・ 小学校８０校（３９，６２５人） 中学校３７校（１９，４８０人） ・ 本来の校区の外、１１２地区を緩衝地区（学校を選択できる地区）として設定している。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 小学校：指定校変更 ７３９人 区域外就学 １１２人 中学校：指定校変更 ２５２人 区域外就学 ３９人 （Ｈ１９実績）	平成１９年５月１日現在 ・ 小学校８校（１，８４７人） 中学校３校（９７７人） ・ 緩衝地区の設定なし。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 小学校：指定校変更 ２人 区域外就学 ２１人 中学校：指定校変更 ３人 区域外就学 １１人 （Ｈ１９実績）
	相 違 点 と 課 題	植木町では緩衝地区の設定がない。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 育英奨学金（育英事業）
協議内容	植木町の奨学金について、どのように取り扱うか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	熊本市奨学金貸付制度 - 採用定数 高校、大学等 380 人 - 貸付額〔月額〕 - 高校等（国公立） 18,000 円 〃（私 立） 30,000 円 - 大学等（国公立） 42,000 円 〃（私 立） 51,000 円 - 貸付実績 - 平成 17 年度決算 138,378 千円 - 平成 18 年度決算 124,722 千円 - 平成 19 年度決算 112,575 千円 - 貸付期間 - 在学する学校等の正規の修学年限 - 返還期間 - 貸付け終了後 6 月を経て返還開始 - 返還期間は 9 年～15 年 - 選考基準 (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2) 学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4) 他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。	植木町奨学金貸付制度 - 貸付額〔月額〕 - 高校（公 立） 17,000 円 〃（私 立） 29,000 円 - 高等専門学校（国立） 20,000 円 - 貸付実績 - 平成 17 年度決算 0 千円 - 平成 18 年度決算 0 千円 - 平成 19 年度決算 0 千円 - 貸付期間 - 在学する学校等の正規の修学年限 - 返還方法 - 最終貸付月から 8 年以内 - 貸付条件 1. 奨学生の保護者が植木町民であること。 2. 高等学校、国立高等専門学校（又は同等の学校）に在学中又は入学予定のもの。 3. 身体強健で学業人物ともに優秀と認められるもの。 4. 経済的理由により学資の支弁が困難なもの。 5. 他から奨学資金又はこれに類する金品の交付を受けていないもの。	
	相 違 点 と 課 題	植木町は、奨学生を決定するための選考委員会を除き、奨学資金に関する業務については、植木町社会福祉協議会に委託している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 英語指導助手事業
協議内容	英語指導助手（ＡＬＴ）の配置についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。 ただし、英語指導助手（ＡＬＴ）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	現在 ＡＬＴ 28名 小中学校ＡＬＴ 26名 高校ＡＬＴ 2名	現在 ＡＬＴ 4名 小学校ＡＬＴ 2名 中学校ＡＬＴ 2名	
	平成17年度決算 136, 326千円 平成18年度決算 138, 059千円 平成19年度決算 138, 883千円	【目的】 言語に関する能力や国際感覚の基盤を養う。	
	H21.1.1現在	【内容】 1学級あたり年間30時間程度授業に入り、生の英語に接する機会を増やす。	
	国籍 アメリカ 16名 イギリス 4名 カナダ 4名 アイルランド 1名 ニュージーランド 1名 シンガポール 1名 南アフリカ 1名	平成17年度決算 10, 861千円 平成18年度決算 13, 502千円 平成19年度決算 14, 703千円 (報酬のみ)	
		H20.1.1現在	
		国籍 アメリカ 3名 アイルランド 1名	
相違点と課題	熊本市は28名のALTを小中高121校に配置(1人平均4.3校)、植木町は4名のALTを小中学校11校(1人平均2.75校)に配置している。 交通手段：熊本市：バス等公共交通機関利用 植木町：自家用車等(ガソリン代支給)		

事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 小学校英語活動推進事業
------	--------	------	---------------

協 議 内 容	小学校の英語活動について、どのように取り扱うか。
合併協議会 協 議 結 果 (調 整 方 針)	植木町の小学校英語活動推進事業については、モデル的な事業として合併後も継続する。

制度比較

	熊 本 市	植 木 町																												
市 町 別 内 容	小学校英語活動 【目的】 英語を聞いたり話したりする活動を通して、世界の言語や文化についての関心を高めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、国際社会においてよりよく生きる資質を養う。 【内容】 ・年間平均英語活動実施時間数(80校平均) <table><tr><td></td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td></tr><tr><td>H19</td><td>4.1</td><td>4.5</td><td>11.6</td><td>11.6</td><td>12.0</td><td>11.9</td></tr></table> ・ALT 活用時間数(80校平均) <table><tr><td></td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td></tr><tr><td>H19</td><td>3.7</td><td>4.0</td><td>8.3</td><td>8.5</td><td>8.8</td><td>8.8</td></tr></table> ・国際教育担当者研修会の実施(小中学校担当者117人参加)		1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9		1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8	小学校英語活動推進事業 【目的】 小学校児童の言語に関する能力や国際理解の推進 教師の英語活動における指導力向上 【内容】 A L T を 2 名 配 置 H2O.1.1 現在 国籍 アメリカ 1 名 アイルランド 1 名 ・低学年…年間 2 5 時間、中・高学年…年間 5 0 時間の英語活動授業 ・小学校英語活動の年間指導計画、指導案集の作成、見直し ・英語活動授業研究会 【予算】 英語指導助手事業に計上
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																							
	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9																							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																							
H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8																								
相違点と課題	年間活動実施時間数 熊本市：低学年(約 4 時間) 中高学年(約 10 時間) 植木町：低学年(約 25 時間) 中高学年(約 50 時間) ※植木町の小学校は平成21年度から教育課程特例申請。																													

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 図書館の施設管理運営
協議内容	・開館時間・休館日などの取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の位置づけを市立図書館の分館または公民館図書室として取り扱うか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	【施設の概要】 ○名 称 熊本市立図書館 ○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 昭和57年11月 ○延面積 4,090㎡(地上2階 地下1階) ○駐車場 120台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコーナー 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・雑誌コーナー 集会室 ホール 事務室 閉架書庫 等 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 蔵書数 500千冊 ○収集冊数(移動図書館を含む) H18年度 2万7千冊 H19年度 2万9千冊 ○職員数(平成20年度) 館長1 副館長1 主幹3 主査2 参事6 主任3 事務職員12 小計28名(うち司書14名) 嘱託16名(うち司書13名) 合計42名 ○勤務体制 ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務(6時間等)をしている。 ・土・日・休日	【施設の概要】 ○名 称 植木町立図書館 ○設置根拠 植木町立図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 平成5年10月 ○延面積 529㎡(1F平屋) ○駐車場 200台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧 児童閲覧コーナー、 郷土参考資料、おはなしコーナー、ビジネス支援 政策立案コーナー、 新聞・雑誌コーナー、 事務室 閉架書庫等。 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 開架・閉架・BM 総合計冊数 78,387冊、 ○収集冊数(移動図書館を含む) H17年度 5,390冊 H18年度 5,490冊 H19年度 5,216冊 ○職員数 館長(課長兼務)1 司書2 BM運転手(企画財政課兼務)1 委託4(うち司書3、他1) 合計8名 事務職1(文化振興班長兼務・ただし庶務については司書が兼務) ○勤務体制 ・平日・土・日 9:30~18:15 ・第2金曜のみ 8:30~17:15

	職員 8:30～17:15 嘱託 8:30～17:00 の中で交代勤務（6時間等）をしている。 ○開館・閉館・休館 ・平日（10月～5月） 開館 9:30 閉館 18:00 ・平日（6月～9月） 開館 9:30 閉館 19:00 ・土・日・休日 開館 9:30 閉館 17:00 ・休館日 月曜日 12月29日から翌年1月4日まで 特別整理日（毎年14日以内）	○開館・閉館・休館 ・平日・土・日開館 10:00 閉館 18:00 ・休館日 月曜日、国民の休日、祝祭日、第2金曜 年末、年始（12月29～1月3日）
相違点と課題	職員、委託職員等勤務体制及び取り扱いについては、熊本市に統一する方向で協議を進める。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	6 図書館行事
協 議 内 容	・図書館行事の取り扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館のブックスタート事業の取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金の取扱いをどうするのか		
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。 また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 ・赤ちゃんとお母さんのための絵本教室 ・ 図書展 「おもしろかったよ この本」 ・ 影絵劇、赤ちゃんとお母さんための絵本教室 ○童話コンクール、読書感想文コンクール ○図書展（年4回） ○映画会 ・ 日曜映画会（毎週 日曜日） ・ 子ども映画会（第2、5土曜日） ・ 子どもの読書週間特別上映会 ・ 読書週間特別上映会 ・ バリアフリー映画会 ○郷土史講座（毎月1～2回） ○リサイクル図書の配布 ○おはなし会（0歳児～小学生） ○紙芝居 ○おはなしボランティア養成講座 ・ 初心者コース ・ 経験者コース ○追悼展 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入	○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 ・子ども読書の日スペシャルお楽しみ会 ○植木町童話発表大会（県大会出場者助成金3千円） ○学校図書館との連絡会議 ○リサイクル図書の配布 ○親と子のお楽しみ会（第2.4土曜） ・ セタススペシャル（7月） ・ クリスマススペシャル（12月） ○おひざにだっこのおはなし会（第1.3水曜） ○図書館フェスティバル ・ 人形劇上演 ・ 古本交換市 ・ 本の探検隊 ・ 親子工作 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入 ○ブックスタート事業 平成20年度予算 ￥1,600×200名(320千円) - 行事ではないが、事務局としての行事 ○図書館協議会 ○図書館友の会(町助成金 H20 年度 50 千円) ・ 布絵本製作 ・ 研修視察
相 違 点 と 課 題	・熊本市は、植木町のブックスタート事業の類似事業として子ども読書推進事業を実施している。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金等については、合併後5年間の中で、団体との関わりや助成制度のあり方などを協議・検討する。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 各種体育施設
協議内容	管理運営、使用料金、減免等についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。 熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例 * 施設の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど		○植木町教育委員会の所管する体育施設 ・植木町総合スポーツセンター 体育館、武道館、グラウンド、テニスコート ・吉松スポーツ公園 野球場 ・田原スポーツ公園 野球場 ・植木町弓道場	
	○ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面 * 使用料は無料		○植木町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 ○植木町弓道場の設置及び管理に関する条例	
	平成17年度決算	1,232,378 千円	平成17年度決算	17,560千円
	平成18年度決算	1,212,665 千円	平成18年度決算	18,297千円
	平成19年度決算	1,212,488 千円	平成19年度決算	20,254千円
相 違 点 と 課 題	植木町では、町内・町外料金の設定がある。 町内者に限り施設使用料の設定はなく、照明料金のみ徴収している状況である(弓道場は除く)。 小中学生の部活動・活動団体に対して社会体育施設照明料金の減免あり。 植木町の体育施設については、平成21年度から指定管理者に移行することで、準備を進めている。 スポーツセンターと弓道場は業務委託(SC:法人、弓道:シルバー)			

体育施設使用料比較表

(単位:円)

体育館(植木町は、使用料が全面のみの設定ため、熊本市も全面使用料を記載)

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	4,200	5,600	5,600	18,200	全部点灯: 700 1/2点灯: 350

区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/3点灯: 630
〃(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

武道館

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	1,800	2,400	2,400	7,800	250

区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/2点灯: 630
〃(町民以外)	1,890	1,890	1,890(電気料含まず)	5,670(電気料含まず)	

屋外運動施設(グラウンド)

区分	半面 1時間 (ソフトボール1面)	全面 1時間 (野 球、サッカー)	電気料 1時間
熊本市	250	500	全面 1,800 半面 900

区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	ソフトボール1面: 2,520 野 球 1面: 3,780
〃(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

弓道場

団体使用

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
熊本市	3,000	4,000	4,000	13,000

区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
植木町(町内)	1,050	1,050	2,100
〃(町外)	2,100	2,100	4,200

個人使用

区分	高校生以下 1回	一般 1回
熊本市	100	200

区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
植木町(町内)	100(50)	100(50)	210(100)
〃(町外)	200(100)	200(100)	420(200)

()は高校生以下

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 社会教育関係団体及び補助金
協議内容	社会教育関係団体及び補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。 また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。		

制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市		植 木 町
	○組織 熊本市PTA協議会 6ブロック 118単位PTAで構成 ○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。 PTA協議会補助金 2,070千円 青年団体連絡協議会 315千円 青年団協議会 270千円		○組織 植木町PTA連絡協議会 11単位PTAで構成 ○補助金 社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。 町PTA連絡協議会 112千円 平成17年度決算 112千円 平成18年度決算 112千円 平成19年度決算 112千円
相違点と課題	植木町青年団については、解散し組織がない。		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 公民館の運営状況
協議内容	公民館管理運営について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	公民館管理運営 1 開館時間 公民館 午前 9 時～午後 10 時 図書室 午前 9 時 30 分～午後 5 時 児童館(室) 午前 9 時～午後 5 時 2 休館日 ア 月曜日 イ 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日 (平成 18 年度より変更) なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。 祝日は、平成 15 年 9 月から開館している。 3 職員数 【中央公民館】 館長：1 名 補佐：1 名 社会教育主事：1 名 事務長：1 名 主事：3 名 社会教育指導員：2 名 図書業務嘱託職員：2 名 管理業務嘱託職員：2 名 【市民センター併設館】 館長：1 名 社会教育主事：1 名 主事：2 名 社会教育指導員：2 名 図書業務嘱託職員：2 名 児童厚生員：2 名 管理業務嘱託職員：2 名	公民館管理運営 地区公民館（9 館） 中央公民館（植木町生涯学習センター内） 1 開館時間 公民館 午前 9 時～午後 10 時 2 休館日 ア 月曜日 イ 祝祭日の翌日 ウ 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで 3 職員数 【中央公民館】 館長：1 名（非常勤：任期 2 年） 報酬月額 135,000 円 主事：2 名（職員兼任 1、センター兼任臨時職員 1） 【地区公民館】 館長：1 名（非常勤：任期 2 年） 報酬月額 46,600 円 主事：1 名（非常勤：任期 2 年） 報酬月額 35,100 円

	4 嘱託職員 社会教育指導員 (123,700 円/月・週 30 時間) 図書業務嘱託職員 (123,700 円/月・週 30 時間) 児童厚生員 (146,300 円/月・週 30 時間) 管理業務嘱託職員 (64,000 円/月・週 16 時間) (経費・報酬) H17 年度決算 165,997 千円 H18 年度決算 163,353 千円 H19 年度決算 161,724 千円 5 夜間管理等 平日(祝日含む)の午後 5 時以降及び土・日曜の午後 4 時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に從事させている。 6 公民館ホール管理運営 可動席 200 席程度 ピアノは部屋使用料に含まれている。 (管理運営経費) 平成 17 年度決算 215,157 千円 平成 18 年度決算 208,615 千円 平成 19 年度決算 205,778 千円	4 経費・報酬(館長・主事) H17 年度決算 10,444 千円 H18 年度決算 10,444 千円 H19 年度決算 10,444 千円 5 夜間管理等 ア 地区公民館(9 館)について 施設の清掃・整備・火気点検・戸締り等の管理業務を各館ごとに委託している(管理人常駐)。 委託料 35,500 円(月額) 委託期間 4 月 1 日～3 月 31 日まで(1 年更新) イ 中央公民館 平日の 17 時以降及び土・日曜・祝祭日の管理業務を業者に町生涯学習センターで一括して委託している。 (管理運営経費) 平成 17 年度決算 19,126 千円 平成 18 年度決算 17,228 千円 平成 19 年度決算 15,725 千円 ※中央公民館部分の清掃、警備等の管理業務委託料を除く。 6 公民館ホールなし。
相違点と課題	植木町は、館長・主事ともに非常勤で、また、社会教育主事の配置はない。 植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。 <課題> 地区公民館については、運営方法・公民館のあり方について検討が必要である。 生涯学習センター内にある文化ホールについては、管理所管・運営方法等の検討が必要である。	

事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 公民館使用料
------	--------	------	-----------

協 議 内 容	公民館使用料について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協 議 結 果 (調 整 方 針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。

制 度 比 較							
市 町 別 内 容	熊 本 市			植 木 町			
	熊本市公民館条例第 5 条（別表）に基づく。			植木町公民館条例第 14 条(別表)に基づく。			
	1 公民館使用料			1 中央公民館 (単位:円)			
		①	②	③	①	②	③
	大会議室	1,300 円	1,500 円	1,500 円	研修室 1	630	840
	中会議室	900 円	1,000 円	1,000 円	研修室 2	630	840
	小会議室	400 円	500 円	500 円	和室 1	420	630
	料理実習室	1,500 円	1,700 円	1,700 円	和室 2	310	520
	ホール	2,000 円	2,500 円	2,500 円	和室全	630	840
	※①9:00～12:00 ②13:00～17:00 ③18:00～22:00			調理実習	1,050	1,360	1,680
	2 冷暖房使用料			視聴覚室	1,050	1,360	1,680
		①	②	③	パソコン室	630	840
	大会議室	200 円	200 円	200 円	多目的 1	1,050	1,570
	中会議室	150 円	150 円	150 円	多目的 2	1,050	1,570
	小会議室	100 円	100 円	100 円	多目的全	2,100	3,150
料理実習室	150 円	150 円	150 円	冷暖房料 (1 時間)			
ホール	700 円	700 円	700 円	研修室 1 室	310	310	
歳入				研修室全	210	210	
平成 17 年度決算	39,294 千円			和室 1	210	210	
平成 18 年度決算	37,170 千円			和室 2	420	420	
平成 19 年度決算	42,829 千円			和室全	840	840	
				調理実習室	420	420	
				視聴覚室	420	420	
				パソコン室	310	310	
				多目的 H1 室	420	420	
				多目的 H 全	840	840	
				2 地区公民館			
				①	②	③	
	大会議室	520	520	520	1,050	1,050	
	小会議室	310	310	310	630	630	
	和 室	310	310	310	630	630	
	調理実習室	520	520	520	1,050	1,050	
	①9:00～12:00 ②13:00～17:00 ③18:00～22:00			④9:00～17:00 ⑤13:00～22:00 ⑥全日			
	イ)冷暖房料 (1 時間) 大会議室 420 小会議室 310			和室 310 調理実習室 310			
	歳入 (中央公民館) (地区公民館)						
	平成 17 年度決算	1,321 千円	2,105 千円				
	平成 18 年度決算	1,444 千円	2,098 千円				
	平成 19 年度決算	1,591 千円	1,522 千円				
相 違 点 と 課 題	施設の使用料は、植木町がきめ細かく時間設定されているが、植木町の冷暖房料は、長時間使用した場合、割高である。						
	植木町中央公民館は、町立図書館、文化ホールで構成する植木町生涯学習センター内にあり、使用料については、それぞれ独立した施設として運営しており、管理形態の検討が必要である。						
	植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。						